

臨薬協発 25 第 92 号  
平成 25 年 1 月 3 日

関係者の皆様へ

一般社団法人 日本臨床検査薬協会  
会長 寺本 哲也

## 消費税法改正に伴う姿勢表明

皆様におかれましてはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

一般社団法人 日本臨床検査薬協会では、企業活動が医療をはじめとするライフサイエンスの発展に寄与しており、高い倫理性を担保したうえで行われていることについて、日頃より強く認識して活動しております。法律遵守（コンプライアンス）もその一環と考えております。

この度の「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」（平成 24 年 8 月 10 日成立）に基づき、平成 26 年 4 月 1 日より消費税法の一部が改正されることとなりますが、当協会では、会員会社が下記の姿勢で臨むことを、ここに表明いたします。関係者の皆様におかれましては、ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

### 記

1. 消費税法改正及び関係法令に基づき、消費税の円滑かつ適正な転嫁を行う
2. 「消費税転嫁対策特別措置法」（平成 25 年 10 月 1 日施行）で禁止されている転嫁拒否等の行為及び、独占禁止法等で禁止されている「不当な買いたたき等」は行わない

以上